

## 知多市清掃センターごみ焼却施設の維持管理計画

1. ごみの投入に際し、常時、均等に混合したごみを投入する。
2. 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行う。
3. 燃焼ガスの温度は、 $800^{\circ}\text{C}$ 以上を保った運転をする。
4. 焼却灰の熱しゃく減量が $10\%$ 以下になるよう焼却する。
5. 運転開始時は、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させる。
6. 運転停止時は、助燃装置を作動させる等により燃焼室の炉温を高温に保ちごみを燃焼しつくす。
7. 燃焼ガスの温度を連続的に測定し、記録する。
8. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を概ね $200^{\circ}\text{C}$ 以下に冷却する。
9. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、記録する。
10. 排ガス冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去する。
11. 排ガス中のCO濃度が $30\text{ppm}$ 以下となるようにごみを焼却する。
12. 排ガス中のCO濃度を連続的に測定し、記録する。
13. 排ガス中のダイオキシン類濃度が $0.1\text{ng-TEQ/N m}^3$ 以下となるようにごみを焼却する。
14. 排ガス中のダイオキシン類濃度を1年に1回以上測定し、記録する。
15. 排ガス中のばい煙濃度（ $\text{SO}_x$ 、ばいじん、 $\text{HCl}$ 、 $\text{NO}_x$ ）を6か月に1回以上測定し、記録する。
16. 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。
17. 排ガスを冷却した水は、飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにする。
18. ばいじんとスラグを分離して排出し、貯留する。
19. 火災防止に必要な措置を講ずるとともに、消火設備を備える。